パブリック・コメント手続の流れ

市の基本的な政策等の案を策定

行政経営会議等に付議

【パブリック・コメントの対象事案】

①市の基本的な政策等を定める計画の制定、改定
②市の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
③市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
※適用除外に該当するものを除く

政策等の案の公表

【公表する資料及び公表方法】

（公表の資料）
①政策等の案の趣旨、概要又は骨子、関連資料

（公表の方法）
①市のホームページへの掲載
②所管課窓口、情報公開窓口、田沼行政センター、葛生行政センター等での閲覧、
③必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への発表など

【市民等が意見等を提出】
方法は①実施機関が指定する場所への書面の提出
②郵便　③ファクシミリ　④電子メール
（意見等提出期間は公表の日から１月を目安）

【意見等の検討】

実施機関は提出された意見等を検討する

計画案等に反映できる意見等
↓
案の修正

計画等に反映できない意見等
↓
理由のとりまとめ

【意見等の考慮】　　**【政策等の案を決定】**

意見募集結果の公表

【公表内容】　提出された意見等の概要、それに対する実施機関の考え方、政策等の案を修正した場合は、その内容及び最終的に意思決定した政策等の案

【公表方法】　**（政策等の案の公表と同じ方法）**

（条例案など議会の議決を要するもの）

議会への提案、議決

政　策　等　の　実　施